

令和5年度 京都市立西院中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

本来、子どもは家庭や地域社会、学校等において学習や様々な体験をするなかで、人間関係を構築し、社会生活を営むうえで必要となる知識や経験等を会得するとともに、人格が形成され自己を確立していく。

しかし、いじめは、時代によってその態様を変化させながら、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、場合によっては、その生命または身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものである。

このようなことがすべての子どもの身におこらないよう、「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」との危機意識に立ち、校内にいじめ対策委員会を設置し、すべての教職員がいじめに関する課題や情報を共有し取組をすすめることで、いじめを許さない学校づくりに努めてきた。

いじめは、すべての子どもに関わる重要な国民的課題として全社会的観点から検討し対処していくべき問題であり、本校では本市がかかげる「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という教育理念の下、断固とした取組をすすめていく必要があると考えている。

(2) 基本理念及びいじめの基本認識

法を受けいじめ防止条例では、「いじめ」を子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む）をいう、としている。

この定義をふまえた上で、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめをうけた子どもの立場に立つものとする。また、子どもの場合、心身の苦痛を感じきれていないことや訴えられないケースもあるため、放置しておくといじめにつながるおそれのある行為も含めてきめ細やかに対処していくことが重要であると考えており、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合には「早期対応」に努めている。以下は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許されないものである。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ対策委員会

補導部会（いじめ対策委員会）

〔実施予定〕 週 1 回（緊急を要する場合、臨時及び拡大にて開設することがある。）

〔構 成 員〕 学校長 教頭 補導主任 生徒指導主任 各学年補導 養護教諭
スクールカウンセラー

- 〔内 容〕 ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
 - ・必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
 - ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力を得て事実関係の把握を行い、いじめであると判断された場合、当委員会を中心に組織的に問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。
 - ・本方針とそれに伴う本校の取組については、ホームページに掲載するとともに、保護者会等の機会を利用し適宜広報を行うことで、周知と理解、協力を求めていく。

3 学校いじめ防止プログラム

いじめ問題について、いじめが起こらない「学級・学校づくり」「教育環境の整備」「人間関係づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、教職員は改めて「いじめはどの学級にも学校にも起こり得る」という認識に立ち、「好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめを生まない学級・学校づくり」に取り組む必要がある。以下、具体的な取組をここに示す。

（１）学校におけるいじめの未然防止のための取組

① 互いに認め合い、支え合い、助け合う学級づくり

- ・生徒自身が価値ある存在であり、自分自身を大切に思う「自尊感情」が感じ取れる心の居場所づくりの取組を進める。まず、温かい学級経営や教育活動を展開するためには、教職員の共通理解が不可欠である。教職員の何気ない言動が生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合もある。教職員は良きモデルとなり、慕われ、信頼されるように努める。
- ・授業をはじめ学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を工夫して、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを行う。その中で教職員の温かい声かけや「認められた」「人の役に立った」という経験は自己肯定感の高揚につながり、生徒を成長させる。

② 授業改善の充実

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。

- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

③ 道徳教育・人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。また、休日参観で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。
- ・生徒の発達段階に応じ、自分の大切さと共に他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で現れるよう人権意識の高揚を図る取組を実施していく。具体的には、1年時にいじめを取り上げた人権学習を進める。その理由は、いじめは人権に関わる重大なことであることを認識させ、今後の学校生活の中でいじめは絶対に許してはならないという意識を持ち続け、以後の学校生活を送ることができるからである。

④ 体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

⑤ 生徒が自主的に行う活動の支援

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

⑥ 生徒の啓発

- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

⑦ 保護者の啓発

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

⑧ その他

- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

- ・ 日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。
- ・ 日常の生徒観察に加えいじめに関する記名式アンケート、クラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート わたしの毎日アンケート）を複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・ 日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

- ・ 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。
- ・ いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。（次頁参照）

【いじめ事案に対する組織的な対応のながれ】

◎前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- ・ 学校いじめ防止プログラム
- ・ 教職員、生徒、保護者、地域への周知
- ・ 取組状況を学校評価に位置づけ、点検評価を行い、必要に応じて改善

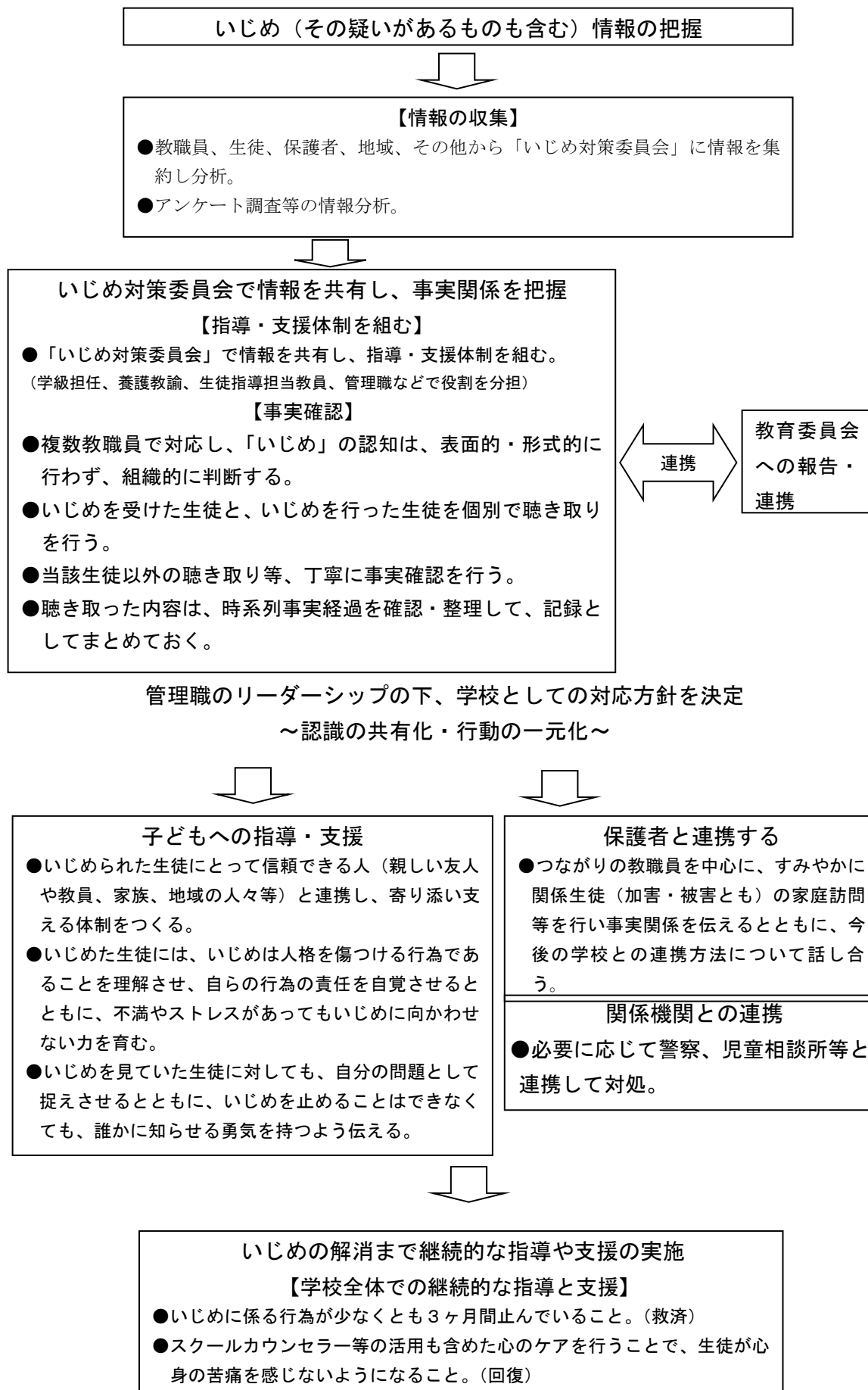
生徒指導委員会（いじめ対策委員会）

- ・ 担任といじめ対策委員会との連携方法の確認と周知徹底
- ・ 臨時、拡大委員会の開催について確認
- ・ 生徒、保護者、地域への周知について
- ・ いじめの認知、解消の判断について

未然防止の取組

- ① 互いに認め合い、支え合い、助け合う学級づくり
 - ② 授業改善の充実
 - ③ 道徳教育・人権教育の充実
 - ④ 体験活動の充実
 - ⑤ 生徒が自主的に行う活動の支援
 - ⑥ 生徒の啓発
 - ⑦ 保護者の啓発
- その他

◎対応のながれ



◎インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」及び「ケータイ教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

（４）教職員の資質能力向上の取組

●内容「いじめ事案対処に関する校内研修」等

- ・学校いじめの防止等基本方針及び生徒指導方針の周知と共通理解
- ・いじめ事案に対するときの体制及び生徒指導における学校体制についての確認
- ・いじめの実態の把握と本校における問題行動の傾向
- ・クラスマネジメントシートの分析結果の共通理解とその活用について
- ・いじめに関する記名式アンケートの分析結果の共通理解とその活用について
- ・教育相談の持ち方とその活用について 等

●実施時期

４月・６月・１０月及び、職員会議・学年会を活用して取り組む。

４ 保護者・地域・関係機関との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、西院小学校・中学校学校運営協議会やPTA、西院青少年育成連絡協議会を中心に、地域の関係団体に積極的に情報を提供するなど連携を促進し、本校と地域社会、家庭が協働する体制の充実を図る。さらに、本校では西院小学校との小中一貫教育をはじめ、西院のまちの保育園や幼稚園と保幼小中連携に努めており、子どもの様子の情報共有についても密に取り組んでいく。

５ 重大事態への対処

・基本的な考え方

いじめの発生自体を対処すべき最重要課題として捉え、いじめを受けた生徒及び保護者の思いに寄り添うことを最優先に、いじめをした生徒及び保護者に対しての指導を迅速に行う。また、いじめを受けた生徒がいじめを原因として不登校になる、各関係機関に届け出る、生命に関わる言動や行動がある場合は、重大事態と捉え、関係機関等と連携しより迅速な対応を行う。

・重大事態が発生したときの対処

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を下表並びに次頁からの計画に基づき実施する。但し、年度途中で計画の見直しを行う場合もある。

月	取 組			
	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修の取組）	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 地域・関係機関との連携
4	◇補導部会（毎週月曜日） ◆生徒指導研修会 「学校いじめの防止等基本方針及び生徒指導方針」 「いじめ事案に対するときの体制及び生徒指導における学校体制」 ■小中合同職員会議・研修会 「小中一貫教育の取組について」	・入学式 ・学級開き ・学習の作法指導 ・新入生歓迎会 （いじめ対策委員会を生徒に発表） ・学級役員選び&認証式	・生徒情報の共有	・学校説明会 ・学校便り等でいじめ対策委員会を保護者へ周知 ・保護者啓発 ・家庭訪問 ・PTAオール委員会 ・PTA第1回実行委員会
5	◇補導部会（毎週月曜日） ■職員会議・研修 「クラスマネジメントシートの実施にむけて」	【2年】グリーン活動 「地域を緑でいっぱい」	・クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有（いじめ対策委員会のメンバーを知っているかについての意識調査を行う）	・PTA第2回実行委員会 ・土曜参観（公開道徳）
6	◇補導部会（毎週月曜日） ■職員会議・研修 「いじめに関するアンケートの実施にむけて」 ・小中合同研究協議会（研究授業及び協議会）	【1年】クリーン活動 「自分たちのまちを美しく」 ・公開授業 ・生徒総会	・いじめに関する記名式アンケート、学年集約と共有（教職員の意識調査も行う） ・教育相談①の実施 ・部活動保護者会（土曜参観時の実施）	・PTA第3回実行委員会 ●学校運営協議会総会（学校いじめ防止基本方針や学校の取り組みを説明） ○西院青少年育成連絡協議会総会 ・PTA期末総会 学校いじめ防止基本方針や学

				校の取り組みを説明)
7	◇補導部会（毎週月曜日） 「いじめに関する記名式アンケート・クラスマネージメントシート・教育相談の結果の共有」 【教職員】学校評価アンケート①の実施	・人権学習① 【1年】 「ケータイ教室・ 非行防止教室」 ・夏補習(夏季休業中) 【3年】ポスター発表 (2年・小6対象)	【全学年】三者懇談会 【全生徒】学校評価アンケート①の実施	・地域懇談会 「SNSの危険と活用について」 □教育後援会総会 ・PTA第4回実行委員会 【保護者】学校評価アンケート①の実施
8	・小中合同研修会 「小中一貫教育と学力向上の 取組について」 ◆生徒指導研修会 「いじめの実態の把握と本校における問題行動の傾向」	・夏の補習(夏季休業中) ・リーダー講習会 ・人権作文		○育成連・地域委員 「地域パトロール」 ○夏祭り(盆踊り)春日神社 ○廃油石けんづくり
9	◇補導部会（毎週月曜日）「いじめ防止プログラムの 見直し①PDCAサイクル」 ■職員会議 「クラスマネージメントシートの実施にむけて」 ・支部授業研修会 ・小中合同研究協議会 (研究授業及び協議会)	・合唱コンクール	・クラスマネージメントシート②の実施、学年集約と共有	・PTA第5回実行委員会 ●学校運営協議会役員会 「学校評価①の結果より」 (学校いじめ防止基本方針や学校の取り組みを説明) ○西院第一学区民運動会 ○西院第二学区民運動会
10	◇補導部会（毎週月曜日）「学校評価①の結果について PDCAサイクル」 ■職員会議 「いじめに関するアンケートの実施にむけて」	・体育大会	・いじめに関する記名式アンケート②の実施、学年集約と共有(いじめ対策委員会のメンバーを知っているかについての意識調査を行う) 【3年】進路懇談会①	・PTA第6回実行委員会 ○育成連・地域委員 「春日祭礼パトロール」 ○育成連 「西院人権フォーラム」 ○育成連 「ふれあいコンサート」
11	◇補導部会（毎週月曜日）	・公開授業 ・新入生保護者説明会 【3年】ハートtoハー	・教育相談②実施	・PTA第7回実行委員会 ○西院ふれあいまつり ○みやこふれあいまつり

		ト活動「保育実習」		
12	◇補導部会（毎週月曜日） 「いじめに関する記名式アンケート・クラスマネージメントシート・教育相談の結果の共有」 【教職員】学校評価アンケート②の実施	・人権学習② ・オープンスクール （小6対象）	【1・2年】三者懇談会 【3年】進路懇談会② 【全生徒】学校評価アンケート②の実施	・PTA第8回実行委員会 ○餅つき大会 【保護者】学校評価アンケート②の実施
1	◇補導部会（毎週月曜日）	【2年】「防煙教室」 ○震災・防災の取組		・PTA第9回実行委員会 ●学校運営協議会役員会 「学校評価②の結果より」
2	◇補導部会（毎週月曜日） 「学校評価②の結果について PDCA サイクル」 ■職員会議 「今年度の反省と 来年度への課題の共有」	【3年】 「薬物乱用防止教室」 【2年】ポスター発表会 （1年対象）	・教育相談③（必要に応じて）	・PTA第10回実行委員会
3	◇補導部会（毎週月曜日） 「いじめ防止プログラムの 見直し②PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針について」	・学級のまとめ ・卒業式 ・修了式		・PTA第11回実行委員会 ○西院青少年育成連絡協議会 総代会